

改正労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供 (法第 23 条第 5 項)

改正労働者派遣法に基づくマージン率等について以下のとおり公開します。

$$\text{マージン率 (\%)} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

◇システム開発センター

〒950-0913 新潟県新潟市中央区鏡 1-5-12-2

1. 対象期間

2023年4月1日 ~ 2024年3月31日

2. マージン率等

①	派遣労働者の数	17人 (2024年3月21日付け派遣労働者数)
②	派遣先の数	5件
③	マージン率	50.3% (少数点一位未満四捨五入)
④	教育訓練に関する事項	安全衛生教育 ビジネスマナー教育 ヒューマンスキルUP研修 技術スキルUP研修 情報保護・情報セキュリティ教育
⑤	労働者派遣料金額の 平均値 (消費税込)	35,481円 (1日8時間当りの額)
⑥	派遣労働者の賃金 平均額	17,634円 (1日8時間当りの額) (通勤費/家賃補助/手当を含みます。)
⑦	その他	会社のマージンには以下が含まれます。 ・ 社会保険料 (雇用保険/厚生年金/健康保険/労災保険) ・ 福利厚生費 (有給休暇/慶弔休暇/健康診断等) ・ 退職金積立 ・ 教育研修費 (交通費、受講費用等) ・ 会社運営費 ・ 営業利益
⑧	派遣労働者の待遇の決定に係る 労使協定を締結しているか 否かの別	労使協定を締結しているか否か 締結済み 労使協定対象者労働者の範囲 全派遣労働者 労使協定の有効期間 有効期間終期 2026年3月31日